

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。

日 程：令和2年8月28日(金)から9月3日(木)まで

月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで

土・日曜日は、午前10時から午後5時まで

(上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。)

※相談は無料です。

電話番号：**子どもの人権110番 0120-007-110** (フリーダイヤル)

※携帯電話からもかけられます。

相談担当者：人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは… [インターネット人権相談](#) **検索** ➔

携帯電話からは…右のQRコードを読み取れば相談ページに飛びます。

秘密は厳守
します!!



子どもの人権SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「**子どもの人権SOSミニレター**」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員は手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば子どもたちの悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。その返事を子どもたちに読んでもらうことで、少しでも悩みから抜け出すことができるよう、また、子どもたちの力になれるようにと願っています。

子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、子どもたちの手には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「**子どもの人権SOSミニレター**」を使って、ぜひご相談ください。

※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル) までお電話ください。

【SOSミニレター：表】



【SOSミニレター：裏】



秘密は厳守
します!!